

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第12号

平成19年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年10月16日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成19年10月23日（火）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター  
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
  - (1) 平成18年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定について
  - (2) 佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○平成19年10月23日

○現在議員5名で次のとおり

1番	引	地	修	一	君
2番	平	澤	昭	敏	君
3番	山	口	文	明	君
4番	入	江	晶	子	君
5番	押	尾	豊	幸	君

平成19年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成19年10月23日（火曜日）午後1時35分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号及び議案第2号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

---

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 行政報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案の上程
6. 提案理由の説明
7. 質 疑
8. 討 論
9. 採 決
10. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	押	尾	豊	幸	君
副議長	平	澤	昭	敏	君
1番	引	地	修	一	君
3番	山	口	文	明	君
4番	入	江	晶	子	君

---

○欠席議員（なし）

---

○執行部

管理者	蔵	和	雄
副管理者	小坂	泰	久
収入役	大川	靖	男

---

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	小林	一文
総務課長	石原	すみ子
施設管理課長	市原	敏彦
技監	稲田	明
主幹	田中	健一

---

○構成市町出席職員

佐倉市経済 環境部部長	山岡	裕一
酒々井町 総務・民生 担当参事	水藤	正平
佐倉市経済 環境部廃棄物 対策課長	豊島	力
酒々井町生活 環境課長	福田	和弘

---

○議会事務局出席職員氏名

総務課 門山孝雄  
課長補佐

---

○連絡員

施設管理課 齋藤雅文  
課長補佐

総務課副主幹 秋葉和夫  
(人事・給与係長)

施設管理課 中村宏之  
副主幹  
(計画係長)

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時32分)

○議長（押尾豊幸君） これより平成19年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を開催するに当たり、事務局は傍聴人の入場を停止してください。

ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成19年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（押尾豊幸君） 日程に先立ちまして、監査委員より例月出納検査の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

---

◎行政報告

○議長（押尾豊幸君） 次に、行政報告について、事務局長、小林一丈君より発言を求められておりますので、これを許します。

小林事務局長。

○事務局長（小林一丈君） 清掃組合事務局長の小林一丈でございます。お許しをいただきまして行政報告を申し上げます。

職員によります公金の紛失事件についてでございます。このたびは当清掃組合職員によります公金紛失事件が発生いたしましたことは、まことに遺憾なことでありまして、心からおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

当日の状況からご報告申し上げます。平成19年9月27日5時11分、計量棟に参りました門山総務課長補佐から石原総務課長へ内線連絡がございまして、新明技術員が4時35分ごろごみを確認してきますということで計量棟を出たまま帰ってきていない。また、金庫の中の現金がないとの報告がございました。不明の現金を確認しましたところ、午後に徴収いたしました現金とつり銭の計76万と200円が不明となっていました。状況の確認をいたしましたところ、4時53分に最終のごみの搬入がございまして、武藤主任技術員が徴収いたしました処理手数料3万4,000円を徴収用の金庫に入れよういたしましたところ、現金が確認できませんでした。そのため、つり銭用の金庫を確認したとこ

ろ、1万円札と五千円札がなかったため、その他の場所を探していたという状況でございます。

その後の当日の経過につきましては、5時35分、清掃組合管理者へ報告いたしました。

5時40分に清掃組合副管理者への報告をいたしました。管理者、副管理者から警察への届け出の指示を受けました。

このため5時55分、佐倉警察署へ届け出をいたしました。警察では、警察官を向かわせるとのことから、事務所にて待機いたしました。

6時20分に酒々井交番の警察官2名が来所しました。

6時25分に佐倉警察署の刑事1名が来所しました。事情聴取が行われまして、関係者の指紋採取が行われました。このとき清掃組合管理者名で被害届の提出をいたしました。

8時、警察によります計量棟の現場調査が行われました。

8時50分、現場調査が終了し、警察官が帰りました。

同時刻に計量棟のかぎの交換を施設管理課中村副主幹に指示いたしました。

9時58分、事務所の保有金額の確認をいたしましたところ、約140万円とのことから警備会社に連絡し、事務所の近くで警備員を待機させるよう総務課の門山課長補佐に指示をいたしました。

10時、完了いたしまして、全職員が帰宅いたしました。

当日の状況につきましては、以上でございます。

翌日からの対応状況につきましてご報告申し上げます。

平成19年9月28日金曜日、計量棟入り口のかぎの交換を行いました。佐倉警察署で事情聴取がございました。佐倉警察署にてマスコミ発表内容についての協議調整を行いました。佐倉市及び酒々井町へ組合管理者名で報告文書の送付を行いました。清掃組合議員にファクスにて報告を行いました。マスコミに対してファクスにて発表をいたしました。マスコミからの電話対応をいたしました。

平成19年9月29日土曜日、マスコミからの電話対応をいたしました。また、当該職員でございます新明技術員の自宅に伺いまして、母親から事情を聞いたところ、本人の所在について確認をいたしましたが、所在不明とのことございました。

平成19年10月1日月曜日、佐倉市議会で行政報告がされました。また、その後の全員協議会で報告されました。

平成19年10月2日火曜日でございます。この日も佐倉警察署の事情聴取がございませ

た。また、当清掃組合の大川収入役、宮崎会計室長、下地主任主事が来所いたしまして、現地の確認及び事務所内の金庫の確認がなされました。

平成19年10月3日水曜日でございます。佐倉警察署刑事第1課から2名の刑事が来所いたしました。用件は被害額の確認でした。内容につきましては、被害額76万200円の内訳を、手数料紛失額を64万4,000円、つり銭紛失額を11万6,200円といたしておりましたが、この手数料の中には事件発生後に徴収いたしました処理手数料3万4,000円が含まれておりますことから、手数料紛失額64万4,000円を61万円に、つり銭紛失額につきましては、11万6,200円を15万200円に被害額内訳の訂正をさせていただきました。

平成19年10月5日金曜日でございます。朝8時ごろに総務課庶務係新明技術員が警察署に出頭いたしまして、逮捕となりました。

当該職員の採用時の経緯につきましては、平成15年11月15日、当組合職員で入院加療中の計量担当業務職員が死亡退職いたしましたため、急遽、人員補充の必要がありますことから、当面の1月から3月までの3カ月の期間すぐ働ける人を佐倉市、酒々井町に依頼し探しておりましたところ、前管理者からごみ処理の仕事につきたいと希望していた人がいるとの情報をいただきまして、決裁をいただき、3カ月の期間で臨時採用いたしました。また、当組合の増設工事に伴いまして、2月半ばから計量機が2台となり、さらに業務量もふえましたために、再度決裁をいただきまして、平成16年4月以降につきましても再度臨時で3カ月の期間採用することとなりました。

その後、手数料徴収事務でありますことから、前年度から引き続く6カ月の臨時雇用期間の中で誠実であり、また、勤務態度もまじめで良好でありましたことから、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の任用に関する規則第8条の規定に基づきまして、平成16年6月18日に面接試験を行いまして、面接試験の結果も良好でありましたことから、決裁をいただき、平成16年7月1日付で職員として採用いたしましたものでございます。

当該職員の採用の経緯につきましては、採用当時の書類を確認いたしまして、整理いたしましたものでございます。

職員の採用に係ります責任の所在につきましては、清掃組合といたしまして、正式採用いたしましたものでございますことから、清掃組合事務局では管理監督すべき職員の管理監督者責任ということで考えております。

当該職員の採用後の勤務状況につきましては、平成16年7月1日に正式採用となり、夏季休暇の期間ということもあり、7月と8月並びに9月2日までに夏季休暇8日間を



取得しました。その後、9月の年休といたしまして4日、10月の年休といたしまして2日と5時間、11月の年休といたしまして3日と2時間、12月は年休ゼロ、このような勤務状況の中、平成16年9月7日に当該職員から総務課の課長補佐へ多額の借金があるからとの理由で金銭借用の申し出があったとのことでございます。

その後、休暇が多くなりまして、平成18年10月24日に債権取り立ての電話が清掃組合の事務所にございました。これを契機に債権取り立ての電話やファクスが多くなりました。

そして、平成19年6月28日には欠勤となりました。

勤務状況につきましては、以上でございます。

引き続きまして、平成19年10月9日火曜日でございます。清掃組合構成市町連絡会を開催いたしまして、会議の中で公金紛失事件の損害及び懲戒審査委員会について協議いたしました。

引き続きまして、平成19年10月12日金曜日でございます。東金労働基準監督署に労働基準法第20条の規定に基づきます解雇予告除外認定申請書の提出を行いました。

平成19年10月15日月曜日でございます。私が佐倉警察署で公金の管理責任についての事情聴取を受けました。その後、新明技術員に面会に行きましたが、面会を拒否されました。再度、門山課長補佐に面会に行くようにということを指示いたしまして、面会に参りましたが、やはり面会につきましては、拒否するということございました。佐倉警察署では、本人は公金の窃盗については認めていますので、ほぼ間違いはないと思いますとのことございました。

平成19年10月16日火曜日でございます。懲戒審査委員会を開催いたしましたが、10月15日の新明技術員に面会を拒否されましたことから新明技術員本人から事実確認ができず、起訴を待って清掃組合として事実確認を行い、懲戒処分を行うとの結論を得ました。

平成19年10月17日水曜日でございます。東金労働基準監督署から労働基準法第20条の規定に基づき提出されました解雇予告除外認定申請書にて解雇予告除外認定がされたために通知がございました。

以上、公金紛失事件のてんまつをご報告させていただきました。

なお、損害の回復につきましては、当初、事務局長として管理監督責任を痛感いたしておりまして、弁済したい旨の申し入れをいたしましたが、その後、清掃組合職員から自発的に総務課長に対しまして、補てんしたい旨の申し入れがありまして、総務課長が

申し入れに基づき整理を行いまして、清掃組合職員の総意ということで事務局長に申し入れがあったものでございます。現状では、当該職員の起訴を待ちまして、当該職員に對しまして、損害賠償請求の告訴も視野に入れて対応してまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（押尾豊幸君） ありがとうございます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（押尾豊幸君） それでは、議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、山口文明君、入江晶子君の両名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（押尾豊幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎議案の上程

○議長（押尾豊幸君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

---

#### ◎議案第1号～議案第2号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（押尾豊幸君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、蕨和雄君。

○管理者（蕨 和雄君） 管理者でございます佐倉市長の蕨和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会10月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げます次第でございます。提案理由の説明に先立ちまして、このたびの清掃組合職員による公金紛失事件につきまして、ご報告申し上げます。

佐倉市、酒々井町清掃組合における公金取り扱い事務処理におきましては、先ほど行政報告させていただいたところでございますが、これまでチェック機能が働く体制となるように努めてはおりました。しかしながら、このたび、職員による公金の紛失事件が発生いたしましたことは、大変遺憾なことであり、衷心よりおわび申し上げます。今後は事実関係の確認、再発防止の徹底、損害の回復の3点が肝要と思われまます。

事実関係の確認では、現在、佐倉警察署へ本人が出頭し、逮捕され、自分が公金を窃取したと自供しているとのことでございます。捜査が進められている中で、当組合においては本人への面会を2度にわたり申し込みましたが、面会を拒否されている状況でございます。今後、捜査結果により事実関係の確認がなされましたら、その結果を踏まえ、清掃組合といたしましても、対応いたしたいと考えております。

再発防止の徹底につきましては、処理手数料の徴収方法をごみの搬入ごとの徴収から1カ月ごとの納付書による振り込み納付とする等制度の導入を検証し、改善することに努めるとともに、職員の綱紀肅正を図り、研修等を実施いたしまして、再発防止に徹底して取り組んでまいりたいと考えております。

損害の回復につきましては、警察での捜査が進み、事実関係が確認されましたら、損害の回復に向けて告訴も視野に入れ対応してまいりたいと考えております。

ここに改めまして、おわび申し上げますとともに、今後の再発防止に向け全力で取り組んでまいります。

以上、ご報告とさせていただきます。

引き続きまして、ただいまから本日提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成18年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定を求めようとするものでございます。平成18年度のごみ搬入量は5万

8,250.43トンでございます。その内訳は佐倉市5万1,198.69トン、酒々井町6,987.65トン、その他64.09トンでございます。その割合は佐倉市87.89%、酒々井町12%、その他0.11%でございます。

歳入総額18億6,715万424円に対し、歳出総額は18億3,052万6,327円で、歳入歳出差引額3,662万4,097円は全額翌年度に繰り越しをいたしました。

歳入につきまして主なものは、佐倉市及び酒々井町からの分担金及び負担金10億1,154万5,000円で、佐倉市負担金は8億9,497万6,000円でございます、88.48%、酒々井町負担金は1億1,656万9,000円でございます、11.52%でございます。その他使用料及び手数料が3億2,067万3,900円、財産収入180万3,448円、繰入金4億2,475万円、繰越金3,288万3,961円、諸収入7,549万4,115円でありました。

歳出につきましては、議会費として65万8,933円、総務費として2億443万5,603円、これは職員の給与、共済費等の人件費が主なるものでございます。衛生費として10億4,631万7,256円につきましては、ごみの処理処分に要する経費が主なるものであります。公債費として3億4,451万7,535円、諸支出金として2億3,459万7,000円でございます。

次に、議案第2号は佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございます。今回の改正については、手数料別表の改正であります。当組合に搬入されますごみの処理手数料につきまして、新たに処理基本手数料を設け、ごみ処理経費を基準に一律10キログラム当たり350円にいたそうとするものでございます。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（押尾豊幸君）　続きまして、事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

小林局長。

○事務局長（小林一丈君）　事務局長の小林でございます。提案理由の補足説明をさせていただきます。

管理者の提案理由の中でご報告申し上げました当組合職員によります公金紛失事件につきまして補足させていただきます。

まず1点目でございます。先ほど管理者の報告の中にもございましたように、処理手数料の徴収方法をごみの搬入ごとの徴収から1カ月ごとの納付書による振り込み納付にする等、新たな制度の導入を検討、検証いたしましてまいります。

また、2点目には、午前中に徴収いたしました手数料を午前12時ごろに、今まで回収

いたしておりました。この事件を契機にこの回数をさらに午前に1度、午後1度ふやまして、計3度の回収として対応いたしております。

3点目につきましては、計量棟への防犯設備の設置等も現在検討を進めておりまして、早急に対応いたしてまいりたいと考えております。今後はこれらの改善に努めますとともに、職員の綱紀粛正を図りまして、再発防止に徹底して取り組んでまいりたいと考えております。これらが完全な防止策ということではございませんが、今後とも再発防止に向けました現状の分析と改善の検討を積極的に進めてまいりたいと存じます。

次に、情報の開示につきましてでございます。事件発生、即日警察への届け出と翌日構成議会議員の皆様への報告、これは構成市町を通じてでございます。また、当清掃組合議会議員の皆様へのご報告、また、マスコミへの情報提供等を行ってございます。しかしながら、適時適切にという観点からは、反省すべき点が多々あるものと考えております。今後は円滑な情報の開示に努めてまいりますことから、事務的にも混乱した状況でのこととご容赦いただきまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

このたびの事件につきましては、ひとえに清掃工場という現場を預かります事務局長でございます私の不徳のいたすところでありまして、指導力不足と管理監督責任を痛感いたしております。また、今後は私自身の指導力の向上に努めてまいりますとともに、職員の管理監督に努めてまいりたいと考えております。

公金紛失事件に関しましては、以上でございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。読み上げさせていただきます。

議案第1号 平成18年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成19年10月23日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

議案第1号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。決算書の内容についてご説明をさせていただきます。

平成18年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書の1ページ目をお願いいたします。歳入でございます。1款分担金及び負担金につきましては、組織市町負担金でございます。予算現額、調定額、収入済額同額の10億1,154万5,000円でございます。

2款使用料及び手数料につきましては、手数料として予算現額3億1,890万円に対し

まして、調定額、収入済額同額の3億2,067万3,900円でございます。

3款財産収入につきましては、予算現額180万3,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の180万3,448円でございます。

4款繰入金につきましては、予算現額、調定額、収入済額同額の4億2,475万円でございます。

5款繰越金につきましては、予算現額3,288万3,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の3,288万3,961円でございます。

6款諸収入は、1項預金利子と2項雑入で合わせまして、予算現額7,265万4,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の7,549万4,115円でございます。

歳入合計は予算現額18億6,253万5,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の18億6,715万424円でございます。予算現額と収入済額との比較は461万5,424円でございます。

2ページをお願いします。歳出でございます。1款議会費につきましては、予算現額86万1,000円に対しまして、支出済額が65万8,933円でございます。

2款総務費につきましては、1項総務管理費と2項監査委員費でございまして、予算現額2億612万2,000円に対しまして、支出済額が2億443万5,603円でございます。

3款衛生費につきましては、予算現額10億7,177万3,000円に対しまして、支出済額が10億4,631万7,256円でございます。これにつきましては、不用額が2,545万5,744円でございます。不用額の主なものは需用費と委託料でございます。

4款公債費につきましては、予算現額3億4,451万9,000円に対しまして、支出済額が3億4,451万7,535円でございます。

5款諸支出金につきましては、基金費で予算現額、支出済額同額の2億3,459万7,000円でございます。

歳出合計は予算現額18億6,253万5,000円に対しまして、支出済額が18億3,052万6,327円で、不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の3,200万8,673円でございます。

歳入歳出差引残金が3,662万4,097円となり、同額が翌年度へ繰越金となります。

続きまして、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書の説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。歳入でございます。1款分担金及び負担金につきましては、組織市町負担金の10億1,154万5,000円でございます。そのうち佐倉市負担金は8

億9,497万6,000円で、負担割合88.5%、酒々井町負担金は1億1,656万9,000円で負担割合は11.5%でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございます。これは清掃手数料3億2,067万3,900円で、ごみ処理手数料でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。3款財産収入180万3,448円は財政調整基金積立額10億2,334万5,000円の利子でございます。

4款繰入金4億2,475万円は、財政調整基金からの繰入金でございます。負担金精算分あるいは地元対策費及び構成市町財源補てん分を財政調整基金から繰り入れて財源としたものでございます。

次に、5款繰越金3,288万3,961円は、前年度繰越金でございます。

次に、6款諸収入の預金利子1万1,661円は、歳計金預金利子及び歳計外預金利子でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。雑入の7,548万2,454円でございますが、備考欄をごらんください。有価物売払収入6,243万7,515円、リサイクル品販売収入177万4,600円、蒸気使用料224万8,690円、売却電力料金893万9,104円は東京電力への発電した電気の売電料でございます。

以上が主なものでございます。

歳入合計は18億6,715万424円でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費につきましては、65万8,933円で議員5名の方の議員報酬及び議会運営に要した経費でございます。平成18年度は行政視察を実施いたしております。

15ページをお願いいたします。2款総務費でございます。総務費の一般管理費につきましては、2億430万2,569円でこれは特別職3名及び一般職員19名分の人件費と一般管理費でございます。主なものは、給料8,178万700円及び職員手当7,365万3,273円、共済費2,143万8,358円が主なものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。需用費でございます。需用費の消耗品費230万617円は事務用品、複写用品、法令追録代、庁内清掃用品、新聞、雑誌購読料等でございます。役務費の手数料でございます。25万6,456円は、職員の健康診断料19名分でございます。保険料57万4,757円は、連絡車2台及び建物共済費でございます。続きまして、委託料の警備業務委託料でございます。119万7,000円は管理棟、リ

サイクルセンター、水処理施設、増設棟玄関の警備業務の委託料でございます。続きまして、消防設備保守点検業務委託料257万2,500円は、センター全般の消防設備の保守点検業務の委託料でございます。文書整理及びデータベース化業務委託料387万300円は、保存書類のデータベース化に伴う業務の委託料でございます。続きまして、清掃組合例規集データベース化業務委託料155万4,000円は、清掃組合例規集をデータベース化いたしますとともに、清掃組合のホームページ等に掲載するために紙ベースの例規集のデータベース化に伴う業務委託料でございます。続きまして、使用料及び賃借料の賃借料でございます。781万8,363円は、コピー、ファクス、パソコン等のオフィス機器の賃借料が主なものでございます。備品購入費の庁用器具費172万4,828円の主なものは、事務用パソコン3台の買い替え及びネットワーク用外づけハードディスクの購入と財務会計システム用パソコン及びレーザープリンターの買い替えでございます。

18ページをお願いいたします。監査委員費でございます。13万3,034円につきましては、監査委員2名分の報酬と行政視察に伴います特別旅費が主なものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。3款の衛生費でございます。衛生費のじん芥処理費につきましては、10億3,931万3,073円で、これはごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要した経費でございます。備考欄をごらんください。需用費の光熱水費5,131万6,993円は電気料金、水道料金、下水道料金でございます。修繕料1億2万6,359円は、ごみ焼却施設及び浸出液処理施設の経年劣化によります機器及び設備の交換等に要したものでございます。医薬材料費3,828万4,959円は、ダイオキシン類及び塩化水素除去用の活性炭入り消石灰、その他浸出液処理施設用の各種薬品代でございます。自動車需用費284万4,465円は、施設内で使用いたしておりますダンプ、重機等14台の整備費及び燃料費でございます。次に、委託料の8億3,400万3,260円でございます。委託料につきましては、施設の運営管理等に必要な各種分析調査業務の委託料4,016万2,500円、ごみ焼却処理施設等管理業務委託料3億1,724万7,000円、これにつきましては、焼却施設の24時間の運転及び粗大ごみ処理施設の運転管理等日常点検の整備を含めまして51名の委託をしております。

続きまして、22ページをお願いいたします。最終処分場浸出液処理施設運転管理業務委託料1,738万8,000円は、2名の委託でございます。有価物処理業務委託料3,717万7,154円につきましては、搬入されましたごみの中から鉄、アルミ、カレット、缶等の回収をいたしております。ごみ焼却処理施設等保守整備業務委託料1億9,950万円につ



きましては、法定検査等に伴う年次点検、定期点検等を行い、施設の整備を実施いたしております。続きまして、焼却灰再生化、エコセメント化でございます。処理業務委託料1億8,670万554円でございます。これにつきましては、市原エコセメントへ灰を搬出いたしまして、セメント化するものでございます。なお、焼却灰収集運搬業務委託料につきましては、2,105万6,519円で市原エコセメントまでの運搬業務を委託してございません。

続きまして、23ページをお願いいたします。衛生費のセンター運営費でございます。700万4,183円でございます。これはリサイクルセンターの運営に要した経費でございます。構成市町から無償譲渡されました放置自転車の整備及び搬入されました粗大ごみ等から家具等の再生作業を委託いたしております。主なものといたしましては、修繕料の483万円でリサイクルセンターの外壁及び屋根の漏水修繕をいたしております。委託料の198万9,477円は、佐倉市シルバー人材センターへ1名、酒々井町高齢者事業団へ2名の業務委託でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。4款公債費でございます。公債費の3億4,451万7,535円につきましては、国及び県からの借入金の償還元金及び利子でございます。そのうち元金の償還は2億9,275万85円でございます。次に、利子につきましては、5,176万7,450円でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。5款諸支出金2億3,459万7,000円は、財政調整基金への積立金でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。歳出合計は18億3,052万6,327円でございます。

引き続き39ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額18億6,715万424円に対しまして、歳出総額は18億3,052万6,327円でございます。歳入歳出差引額は3,662万4,097円でございます。

43ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物、土地につきましては、酒々井リサイクル文化センターの12万515平方メートル、佐倉清掃工場跡地の1万2,111平方メートル、合わせまして13万2,626平方メートルでございます。建物につきましては、酒々井リサイクル文化センターの1万6,804.03平方メートルと佐倉清掃工場の事務所棟、管理人棟351.66平方メートルを合わせまして、1万7,155.69平方メートルでございます。平成17年度決算におきましては、

酒々井リサイクル文化センター分が1万6,783.61平方メートルとなっておりますが、こちらにつきましては、錯誤もございましたので、平成18年度決算におきまして1万6,804.03平方メートル、管理人棟と合わせまして1万7,155.69平方メートルと訂正させていただきます。

2の物品につきましては、貨物車、特殊車、乗用車14台を保有してございます。

3、基金につきましては、財政調整基金前年度末の現在高が10億2,334万5,000円でございますが、当該年度中に繰り出したもの、あるいは積み立てたもの、その増減の中で1億9,015万3,000円が減額になりまして、決算年度末の現在高は8億3,319万2,000円でございます。

以上、平成18年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書につきましてご説明させていただきました。

次に、主要施策の成果の説明をさせていただきます。

主要施策の成果、2ページをお願いいたします。平成18年度決算総括でございます。平成18年度の歳入歳出の決算額は前年度に比較いたしますと、歳入で1.3%、歳出で1.5%の減になってございます。

内訳につきましては、3ページをお願いいたします。2の一般会計、款別決算額、歳入でございます。平成18年度と17年度の決算額の比較でございますが、繰入金として構成市町財源補てん分を繰り入れたため、大幅な増となりまして、財産収入としては財政調整基金の利率の変動により増となっており、分担金及び負担金、繰入金及び諸収入について減となり、総額で2,474万8,822円の減額でございます。

歳出についてでございますが、議会費につきましては、行政視察の旅費による増となっており、公債費につきましては、ごみ処理施設増設工事の償還元金の発生による増となっておりまして、諸支出金につきましては、前年度繰越金の積み立て及び計数整理による増となっております。総務費及び衛生費は、減となっております。衛生費は1億9,708万9,468円と大幅な減額でありまして、これにつきましては、委託契約の見直しによるものでございます。総額で2,848万8,958円の減額でございます。

4ページをお願いいたします。地方債現在高調書でございます。1、目的別の表でございますが、平成18年度末の現在高につきましては、31億9,885万4,655円でございます。下段をごらんください。(2)借入先別の表でございますが、財務省資金運用部が31億9,885万4,655円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。(2)の主要な施策の成果でございます。議会費につきましては、定例会2回、臨時会1回の計3回の会議を開催及び行政視察を実施してございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。総務費の一般管理費につきましては、特別職3名、一般職職員19名の人件費等でございます。ホームページに掲載するための例規集の整備、行政視察、またパソコン等の買いかえをいたしました。

次の7ページをお願いいたします。監査委員費でございます。毎月の例月出納検査及び決算審査、定期監査を実施していただき、適正な会計の処理、事業の執行が行われているか精査をお願いいたしました。

8ページをお願いいたします。衛生費、じん芥処理費でございます。佐倉市及び酒々井町から排出されます一般廃棄物を適正に処理、処分するため、施設の維持管理を適正に行い、資源の再利用を図り、地域環境の保全に努めました。

また、佐倉市及び酒々井町より、収集されたごみの焼却処理及び処分を実施いたしました。

ごみの搬入量は資料の1として添付させていただいておりますが、平成18年度は5万8,250.43トンの搬入量でございました。施設管理業務の委託料でございますが、8億3,400万3,260円でございます。衛生費の80.2%を占めており、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の運転管理業務と施設の保守管理業務が主なものでございます。有価物処理業務委託料は3,717万7,154円でございますが、有価物販売収入につきましては6,243万7,515円で、平成18年度有価物売買実績表を資料の2として添付させていただいております。

10ページをお願いいたします。センター運営費でございます。粗大ごみとして処分される家具及び自転車のうち修理可能なものを再生、販売いたしております。ごみ減量化あるいはリサイクルに対する啓発、また高齢者に対する就労の場の提供に寄与いたしました。販売実績につきましては、177万4,600円で、平成18年度リサイクルセンター販売集計表を資料の4として添付してございます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号の説明をさせていただきます。

議案第2号は、佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。読み上げさせていただきます。

議案第2号 佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成19年10月23日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

次ページをお願いいたします。条例改正の内容につきましては、別表の内容を当組合に搬入されますごみの処理手数料につきまして、新たに処理基本手数料を設けまして、ごみ処理経費を基準に一律10キログラム当たり350円にいたそうとするものでございます。

算出根拠といたしましては、お手元に配付させていただいております資料「年度別ごみ処理経費比較表」をごらんください。この表の右端に平成9年度から平成18年度の合計額と10年分でございますので、この平均を算出したものを掲載させていただいております。これを見ていただきますと、平成9年度から平成18年度の10年間の平均で見ますと、当組合での算出予算の科目ごとにこれは当該年度のごみ量で割り返したものでございます。ごみ1トン当たりを処理するのに4万6,258円かかってございます。今回の手数料の算出根拠となります計算式でございますが、この処理経費から公債費の金額を差し引いております。お手元の資料で黄色く色塗りしてある部分が公債費分でございます。6,016円ということでございまして、これを差し引きますと4万242円、これがこの平成9年度から18年度の10カ年の平均の処理経費でございます。非常に1トン当たりごみを処理するのにお金がかかっているということがわかりいただけるのではないかと思います。

これに対しまして、昭和62年から平成18年度まで20年間の平均ということになりますと、その左に記載してございます4万718円が合計額でございまして、ここから公債費の5,523円を差し引きますと、3万5,195円、ごみ1トン当たりの処理経費となるものでございます。ごみ1トン当たりでございますので、1,000キログラムということから考えますと、ごみ1キログラム当たり35円、当組合の表示からいきますと、10キロ単位での表示でございますので、10キログラム当たり350円というものが出てまいります。本来ですと、直近の10年の4万242円を採用いたしたいところでございますが、これを全額ということになりますと、なかなか問題もあろうかということでございまして、このうちの3万5,195円を直接ごみを搬入される方々にご負担いただくというものでございます。

また、お手元の方に当組合の手数料の改正経緯ということで資料をご用意させていただいてございます。A3の縦の表でございます。これを見ていただきまして、わかりますように、昭和62年4月1日、当センターがオープンしたときでございます。この当時は、ごみ1キログラム当たり処理手数料といたしまして、1円、2円というような手数料でございました。これが改正されてまいりまして、現在の手数料になりましたのが、平成14年4月1日からということで、1キログラム当たり20円と1キログラム当たり25円ということでございます。翌年に、これが1キログラム当たりという表示を変えまして、10キログラム当たりを単位といたしまして、200円と250円に改正いたしております。ですから、この現在の料金になりましたからは、5年を経過しているというようなことが言えるのではないかと思います。

ちなみに、もう一つ資料といたしまして、千葉県内の近隣の焼却施設一覧表ということで、近隣の焼却処理施設を持ちます市町村名、また組合ですか、でございます。それらの組合がどういう処理をしているかということで、施設の状況につきましては、1枚目の方に記載させていただいております。2枚目の方で経費的なものを整理させていただいております。これを見ますと、1番の成田市から10番の最後の袖ヶ浦市ですか、19の団体になろうかと思うのですが、この中で当組合を構成しております佐倉市と酒々井町のごみ1トン当たりの処理経費が一番右側に経費順位ということで、安い順に並べてあるわけでございますけれども、佐倉市ですと11番目、酒々井町ですと8番目ということでの処理経費の順位という形になってございます。これから見ますと、この近隣の市町村の中では平均的なごみ1トン当たりの処理経費になっているものと判断できるのではないかとございまして、こういう中で処理手数料の改正をお願いしたいということでございしますが、この歳入をふやすことによりまして、構成市町の負担金の軽減が図れる。また、それによりまして、構成市町の住民の方々がまた違った行政サービスが受けられるのではないかとございまして、手数料の改正でございます。

以上で議案第2号につきましての説明を終わらせていただきます。

雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（押尾豊幸君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

引地議員。

○1番(引地修一君) それでは、ちょっと私も初めての議会でございますので、質疑にはなれてませんので、つまらない質問を聞くとお思いますけれども、ご容赦いただきたいとお思います。

まず、議案1号の歳入の8ページ、雑入ですけれども、売却電力料金、これは東電に売っているということですから、893万円とこれは大体キロ当たり何円かということをお教えていただきたい。要するに売電ですね。

それから……

○議長(押尾豊幸君) 一問一答でいきましょうか。

○1番(引地修一君) 一問ずつでいいですか……一問ずつでいいですよ。

○議長(押尾豊幸君) わかります。

○事務局長(小林一丈君) 少々お待ちください。

○議長(押尾豊幸君) では、後から。

○1番(引地修一君) 次は15ページ、歳出の15ページです。ここで一般管理費、職員費があつて、共済費、これ19人ですけれども、単純に割り返しますと、酒々井の我が町と比べてちょっとかなり人件費、その他で割高になっておるのですが、これは佐倉市に倣った職員給料なのか、ここをちょっと確認したい。我が酒々井町の平均からすると、かなり割高になっているわけですから、恐らく佐倉市に倣っているとお思いますけれども、そこをお聞きします。

○議長(押尾豊幸君) 局長。

○事務局長(小林一丈君) ただいまのご質問の人件費でございますが、これにつきましては、組合の例規すべてが佐倉市に準じて整備されておりまして、これに基づく人件費ということでございまして、人件費自体は佐倉市と同様となっております。

以上でございます。

○1番(引地修一君) それと、では次にいきます。ページは17ページ、需用費です。需用費のうち3段目、食料費22万570円、これはどういう食料費ですか。

○議長(押尾豊幸君) 局長。

○事務局長(小林一丈君) この食料費につきましては、地元協議会という会がこの施設を設置しております飯積地区と墨地区ということで、この2地区の代表者の方をお願いいたしまして、協議会を設置してございます。この協議会との会合時の食料費ということでございます。

○1番(引地修一君) その2地区の協議会との会合時の食料費ですけれども、何回分ですか、22万570円。何回分で何名ですか。

○議長(押尾豊幸君) 局長。

○事務局長(小林一丈君) 今の説明の中でちょっと漏れてしまいましたですけれども、食料22万570円の内訳でございまして、会議用食料費が9万4,570円、そのほかに湯茶購入費ということで12万6,000円ということでございまして、会議につきましては、2回分でございます。

○1番(引地修一君) そうすると、9万4,570円が2回。

○事務局長(小林一丈君) はい、2回分の経費ということでございます。

○1番(引地修一君) それから、17ページ、18年の計画一覧表に載っているのですけれども、上の方です。文書整理及びデータベース化とか清掃組合の例規集のデータベース化ですか、こういうところなのですけれども、これは第一法規とかそういうところにやってもらっていると思うのですが、この例規集とかこういうデータベース化は職員の方ではできないの。

○議長(押尾豊幸君) 局長。

○事務局長(小林一丈君) ただいまのご指摘の職員でできないかということでございます。今手元にこの例規集ございますけれども、こういった例規集でございます。これはすべて職員で作業するということになりますと、職員の人数、また日数的なものも非常にかかりますことから、専門家の手をかりたということでございます。

以上でございます。

○1番(引地修一君) これは、できたそれは、例規集全部データベース化してしまうのですか。

○議長(押尾豊幸君) 局長。

○事務局長(小林一丈君) そのとおりでございます。

○1番(引地修一君) そうですね。

それで、18年の契約一覧表にもデータベース化のページ当たり6,000円なんていうのが書いてあるのです、この第1ページに平成18年度の契約一覧表、9番です。電子情報化例規集の追録作成単価契約、この場合は、例えばこういう場合はこれは追加ですよ。

○事務局長(小林一丈君) はい。

○1番(引地修一君) こういう追加のときは数行とか数枚とかでしようけれども、これは職員の方ではできないですか。

○議長(押尾豊幸君) 局長。

○事務局長(小林一丈君) ただいまのご指摘の要は加除ということだと思っておりますけれども、この部分的には確かに職員で対応できる部分もあろうかと思えます。また、ご承知のように、この例規集につきましては、すべて組合のホームページにまで掲載させていただいている状況でございまして、そういうある程度専門的なところ、分野もございまして、できるものについては、例えば今回の議案の手数料徴収条例の改正前、改正後の諸表の作成ですとか、そういうものは対応しているのですけれども、これは総括的に対応するということになると、やはり専門家の手をかりた方がスムーズな事務処理が進むのではないかということでの内容でございまして。

○1番(引地修一君) このデータベースから初期化やるときは、これは膨大ですから、これはもう職員の方がやると、残業とか何かでかえってそっちの人件費が高くなるからしょうがないけれども、条例改正とか例規の改正、追加のときはこれは比較的簡単だと思うのです。これはちょっと要望ですけれども、局長、酒々井町はそういう追加とか例規が変わったりとか条例が変わったりというときは、今どうも各課がやっているような感じなのです。それで企画調整がまとめてそういうものを行っているというようなことを私は確認しているのですが、栄町がそういうことをやってまして、栄町にサンプルみたいな、比較的簡単にできるそういうやり方があるようなので、酒々井町もそれに倣っているというふうに私確認しているのです。これぜひとも次のときには第一法規みたいな高いところに出すのはもったいないですから、そこは確認してできるものは、我が町でやっていますし、栄町あたりでもやっているという話を聞いていますので、その辺はちょっと確認してください。

○事務局長(小林一丈君) はい。

○1番(引地修一君) 企画調整から確認しましたから、私は。

○議長(押尾豊幸君) 局長。

○事務局長(小林一丈君) ただいま例規集の追録の関係で引地議員さんの方から申し出をいただきましたので、この辺につきましては、また栄町といろいろご指導いただきまして、また組合としても対応できるものであれば対応してまいりたいということで考えております。よろしく申し上げます。



○1番(引地修一君) 次、17ページ、下から4番目、職員厚生補助金57万、これ1名当たり3万円ですね。この厚生補助金、どういう性格で、どういうふうなものを出しておられるのか。冠婚葬祭なのかあるいはどういう厚生補助金か、これをちょっと聞かせてください。

○議長(押尾豊幸君) 局長。

○事務局長(小林一丈君) 職員の厚生補助金でございます。これにつきましては、本来組合で組合の予算を持ちまして福利厚生というものを実施しないといけないのでございますけれども、当組合のように弱小の組織でございますものですから、組合の中に職員会という組織を設けまして、そちらに補助金を出すことによりまして、職員の福利厚生事業を行うということで補助をいたしておるものでございます。内容につきましては、一番のメインがやはり職員の健康診断に伴います健康診断のときにオプションということで、オプション、腹部エコーですとか、そのほか血液検査で腫瘍マーカーといいますか、そういうものもございまして、そういうものを個人が受けましたときに、その半額を助成するとかという形の対応をいたしております。

○1番(引地修一君) それは希望者に対して。

○事務局長(小林一丈君) そうですね。

○1番(引地修一君) そうすると、一般健診は別項目で出てますよね。

○事務局長(小林一丈君) はい。一般健診につきましては、組合予算の方で対応させていただいております。

○1番(引地修一君) それがその50万の大半ですか、57万の用途の大半ですか。1度も冠婚葬祭とかそういうのに使ってないのですか。

○事務局長(小林一丈君) この職員会では、この補助金をいただきますとともに、職員自身が会費を出しております、はい。この補助金の用途と会費の用途ということで、ただいまご指摘のような冠婚葬祭ですとか、そういうものにつきましては、また使い方を分けております。今資料を持ってまいりますので、その辺のご説明をさせていただきます。

○1番(引地修一君) はい、わかりました。その資料を見させてもらえば大体わかりますから。

それから、よろしいですか、まだ。21ページ、委託料でごみ焼却処理施設等管理業務委託料3億1,724万、これは荏原に出しているのです、これ。業務委託、処理委託とか、

3億1,700万というのは、説明では51名分ということでした。割り返すと622万、年間なんですけど、ここの18年度の委託料で私ちょっとばらばらと分かれたりいろいろあるのですが、例えばこの18年の契約の2ページなのですが、18年度契約一覧表の2ページになるのですが、上から2番目、31番、18年度の酒々井文化リサイクルセンターごみ焼却処理施設等への管理業務委託、その下も管理業務委託です。これで荏原製作所の東関東支店とか、それから制限付きで荏原エンジニアリングサービス東関東支店、またずっと下にいきますと、これまた別かもしれませんから、荏原品川支店なんて、品川事務所なんていうのもあるのです。これ、どういうふうに、何でこういうふうに分かれているのですか。荏原製作所の東関東支店というのは大きなところだと思います。その東関東支店の事務所が品川事務所だと思うのですが、こういうふうに相手の団体が三つ、四つ分かれていますのは、どういう意味か、ちょっと教えていただきたいのです。

それからおかつ、荏原エンジニアリングサービスの31番の下、制限付き一般競争入札、制限付きこの一般競争入札でこれ何社ですか、この一般競争入札ですけれども、制限付きなのでここをちょっと教えてほしいのですけれども。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） ただいまの契約一覧表、平成18年度分の資料1－3でございますか、31と34ということでございますか。

○1番（引地修一君） うん。

○事務局長（小林一丈君） このうちの31の随意契約と制限付きの一般競争入札、二つ並んでおるわけですが、この後ろの備考概要を見ていただきますとおわかりになりますように、当初の契約を前年度の契約業者であります株式会社荏原製作所東関東支店でございます。2カ月ですか、契約いたしまして、この随意契約の期間中にその後の制限付き一般競争入札の準備をいたしましたということでございます。6月以降ですか、につきましては、荏原エンジニアリングサービス株式会社東関東支店が落札いたしまして、契約業者となっておりますのでございます。

34の株式会社荏原製作所の品川事務所ということになっておりますけれども、これにつきましては、保守整備業務委託ということで、実際のプラントの整備の関係がございましたものですから、荏原製作所の品川事務所との契約という形をとらせていただいております。

以上でございます。

---

◎会議時間の延長

○議長（押尾豊幸君） この際時間を延長いたします。

---

○議長（押尾豊幸君） 引地議員。

○1番（引地修一君） そうすると東関東支店という大きなところがあって、その中のエリア内の3課の事務所が品川事務所とか、そういうことではないのですか。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） ご指摘の東関東支店という名称でございますが、これにつきましては、事務所の所在地が千葉でございます。

○1番（引地修一君） 千葉。

○事務局長（小林一丈君） はい。実際、これどちらが大きいかと申しますと、品川事務所の方が実際は大きい状況でございます。ですから、東関東支店の方は地方の出先みたいな感じですか、そういうようなとらえ方だなということでございます。

以上でございます。

○1番（引地修一君） 後からまたもうちょっと勉強しますけれども、おいおいわかると思うのですけれども、どうも住所が分かれてばらばらと契約をとったりなっているで、そこはちょっと摩訶不思議だなと思っています。例えば契約一覧表の1ページのところではリコーリースとか、リコー販売何々支部とか、パソコンリースによって分かれたりしているのです、そのあたりがどうも何かばらばら住所が分かっているなという感じがするのです、私は。そこあたりの整理は今後例えば支店とか、リコーでも成田西営業とか出たり、リコーリースが出たりと、こういうことをするのですけれども、そこあたりは委託する、例えばデータベース化とかそれからコピー機の賃貸とか、そういうことで違うということですね。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） お手元の契約一覧をごらんになっていただきまして、おわかりいただけると思うのですが、例えば一番下から2段目でございますか、随意契約でリコー販売株式会社成田西営業所と契約いたしております。ただ、その上のリコーリースですとか、リコー販売成田西営業所、これにつきましては、あくまで指名競争入札に6社の結果でございますものですから、その辺も整理ができるかどうかというのは、ま

たちちょっと問題があろうかということでございます。

○1番(引地修一君) 同じ扱っているパソコンの賃貸契約とパソコンリース、大体同じようなものですね。ここでリコーリースとリコー販売成田西営業所が分かれているので、ちょっと私は不思議だなという感じが、同じパソコンを扱っていながらという感じがするわけです。なるべくなら同じようなことなので、シンプルにして6社か7社を競わせた方がいいような感じがするので、ちょっと質問した次第です。

それから、これ1号、2号とまとめてやるのですか、議案第1号と第2号。大体第1号については、それでちょっと疑問の部分が……

○議長(押尾豊幸君) 先ほどの東電のあれは出ました、電気の。

局長。

○事務局長(小林一丈君) 先ほどの歳入の方の東京電力への売り電量でございます。売り電の料金の方が893万9,104円ということございました。売り電の電力量の方は116万7,624キロワットアワーということでございます。ちなみに、キロワットアワー当たりの単価にしますと、7.7円ということでございます。

以上でございます。

○1番(引地修一君) はい、わかりました。

○議長(押尾豊幸君) 局長。

○事務局長(小林一丈君) 先ほどの厚生補助金の関係でございます。厚生補助金の方の先ほど申しました健康診断のオプションの検査補助金、これが6万8,000円、それと人間ドックの受診料補助というものがございまして、これが1万円、それと職員親睦旅行の旅行費の補助ということで3万2,000円ということで、この関係では11万円の支出となっております。そのほか職員の福利厚生ということで、備品購入費ということで血圧計を買いましたりとか、体組成計を買いましたり、加湿器を買いましたりということで、やはり11万円ほど支出してございます。そのほか職員の健康増進事業補助金ですとか、そういう形での経費の支出をいたしております。

以上でございます。

○1番(引地修一君) ちょっと分類が、備品の一部の、今総務費か何かの、組合で、というような感じがいたしますけれども、まあいいです、結構です、それはとりあえず。酒々井町あたりですと、そういう種の費目の名目は、職員190名から200名いまして、今は1人1万円ぐらいというような感じですが、ご参考までに。

それから、議案第2号です。これ前回は局長にちょっと指摘させていただいたのですが、総コストでやっぱりごみの処理量を割り返してやるというのは、それは指針がないのでそれはいいかなとは思いますが、前回は指摘しましたように、やっぱり財政調整基金、貯金の部分、これをやっぱり引っ張り出しているのですけれども、やっぱりそれは貯金は貯金なので、この部分が払い出された後コストの中に入れ込まれると、これはちょっと前回は言いましたようにいかなものかなと思うのです。その財政調整基金を見ますと、もらった年度別ごみ処理経費比較表からやりますか、この財政調整基金の積立金が2,443円になっているのです、この表でいきますと。そういう意味だとこれを244円も10キロ当たり、これはやっぱり差し引くべきではないかと私は思うのです。2,443とあるでしょう。

○2番(平澤昭敏君) 24円です。

○1番(引地修一君) 24円、だから24円。

○2番(平澤昭敏君) それは4,400円のところを350円減っているのだから、これはもう入っている。

○1番(引地修一君) だから、ダブリではないかなと言っているわけです。

○2番(平澤昭敏君) ダブっているけれども、それも安くなっているから。

○1番(引地修一君) それは公債費から引いているわけ、4万718円から5,523を引いて351円になっているわけです。だから、私が言っているのは、コストではなくて、コストではなくて貯金なので、財政調整基金は、それはこの中に貯金の部分は4万に含むのはちょっと考えとしてはいかなものかなと思うわけです。だから、基金というのは貯金でしょう、いわば。だから、その貯金分を積み立てるのに、それはだけれども、貯金として払い出ししているのだから、それをコストの中に含んでしまうと本当は本来はちょっと違うなと私は思うのですけれども、このあたりは例えば佐倉とか酒々井町のやり方のコストかなということは知りませんが、そういう考え方はどうかと思うのです、私は。一たん払い出しはしてあります、財政調整基金です。だけれども、積み立てて貯金なので、これは利益分ですよ。そこはどうかのですか、その考えは。

○議長(押尾豊幸君) 局長。

○事務局長(小林一丈君) ただいまのごみ処理経費の方で諸支出金での引地議員さんのご指摘はそのとおりだと思います。ただ、何分にもご理解賜りたいのは、当組合の財政調整基金、ご承知のようにここ数年で使っておりまして、さらに今後も使っていきま

せんと、構成市町の負担金が上がってしまうという状況でございます。そういう中でこういう手数料の改正をお願いしておるわけでございます。ただいまご指摘の諸支出金につきましては、確かにご指摘のとおり積み立てという考え方もございますが、当組合の方で事業を行いますときに、必ず補助金をいただいたり起債をしたりしまして、一般財源分というのはこれは必ず発生してまいります。通常ですと、その一般財源分につきましては、構成市町の負担金でお願いしているところなのですが、こういったものも組合の財調から繰り入れいたしまして対応いたしておりまして、こういったものに充てられている経費ということでとらえていただきますと、ご理解いただけるのではないかなということをお願い申し上げます。

○1番(引地修一君) 討論みたいになりますけれども、そういう考え方かもしれませんが、例えばそうすると、佐倉市も酒々井町も組合が積み立てたこの調整基金をこの払い出しいくわけですが、それを18年とか19年、4億ぐらいとっていくわけですが、それが負担金の佐倉市も酒々井町も負担金が軽減するわけですが、ただそういう負担金の軽減した部分がありながらも、これがだけれども、コストになっていくと、結局250円が350円に上がって、それを負担するのはだれかということ、やっぱり市民、町民なのです、そういう意味では。そうすると、両行政の方はよくてもその全部が全部とは言いません、だけれども、そのしわ寄せの一部は市民、町民にやっぱりそういうコストの部分までいくのかなというような考えになると、ちょっと私は町民の一人としてもこのからくりがわかってくると解せないのです、やっぱり、そういう感じがするのです。だから、総コストで割り返すのはなかなかいい方法なのでしょうけれども、よくわかりませんから、貯金の部分はやっぱりこれはあくまでも貯金であって、その部分は除外すべきではないかなというのが私の考えで今質問をいたしました。それはそれでもう局長がそういうことであれば、そういう返事で構いませんけれども、ちょっとこの仕訳のやり方といいますか、そこがどうも本来のコストではないなというふうに感じているわけですから、私はそういうふう質問いたしました。

これで質問を終わります。

○議長(押尾豊幸君) ほかに。

平澤議員。

○2番(平澤昭敏君) 契約一覧表の中の18年度なのですけれども、荏原製作所関係のところ全部合わせると15億ぐらいあるのですけれども、これは随契というのはいつご

ろから随契なのですか。多分これ荏原製作所がつくったからということだと思うのですが、今後こういう厳しい財政状況ですので、荏原一本ですとずっとやるのか、今後も。やっぱりつくったところは荏原かもしれないですが、競争入札をしていくのか。19年度まだ予算には書いてませんが、その辺のところはどういうふうにご検討なっていますか。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） ただいまご指摘の契約一覧表の資料の1－3でございます。これの31ということで、31の上段の方です。これが荏原製作所東関東支店との随意契約ということでございます。これにつきましては、先ほどもご説明いたしましたように、平成18年度のその下にございます制限付きの一般競争入札するための期間の随意契約でございます。この随意契約、いつからかということでございますが、これにつきましては、昭和62年度、当センターがオープンしてからずっと随意契約で対応してまいりました。ただ、18年度からここに書いてございますように、制限付きの一般競争入札に変更いたしましたものでございます。

以上でございます。

○2番（平澤昭敏君） その前のページの資料1－2のところに出ている21番とか22番というのは、これとは別個ということなの、一緒なのですか。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） ただいまご質問の資料の1－2でございます。21番と22番ということでございますが、これは契約概要にも掲載してございますように、例えば21番ですと、不燃物搬送コンベヤー等経年劣化による機器及び設備の交換等ということで、これはこの内容で荏原製作所と契約したということでございます。

○2番（平澤昭敏君） 合わせるとやっぱり10億ぐらいあるので、これは毎年出ていくということだと、負担が大きいかなと思うのですが、

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） ただいまの平澤議員さんのご指摘でございます。荏原関係で10億近くあるということでございます。資料の1－3の契約一覧表の31をごらんください。この2段書きになっております荏原との契約でございます。これにつきましては、当初予算額3億5,998万2,000円という予算額でございますが、現計予算額で3億1,724万7,000円ということでございまして、契約金額もそういう金額になってございます。こ

れはひとえに制限付きの一般競争入札を導入した結果ということでとらえておりまして、今後もこういう形での契約方法を推進していくという考えで進めております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） ほかに平澤議員、よろしいですか。

○2番（平澤昭敏君） ではもう一つ、この資料の8ページの有価物売却収入6,200万とありますけれども、これが大変厳しい財政状況なのですけれども、これをもっとふやす努力といたしますか、見通しといたしますか、これとほかの、例えばペットボトルは横浜市では直接売却して利益を上げているとか、こういったこともやっているのですけれども、当組合としてはどのように今後取り組んでいって、市町の負担を少なくして財政調整基金を使わないようにする努力としてどういったことをお考えか伺います。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） ただいまの有価物の関係でございます。確かにご指摘のとおり、さらに歳入を上げるために個々の有価物につきまして売却方法等も今後検討しなくてはならないということでは考えてございます。ただ、現在も担当者がスクラップ業界の新聞を取ったりとかということで、それぞれの相場というものが必ずございますので、相場の検証をいたしております。そういう中でこの売り払いを行っております。現在この売り払いの反対側で処理業務委託を出しておるのですけれども、この処理業務委託につきましても、現在1社との随契になっております。この辺の理由につきましても、こういうリサイクル業界というのですか、特にこういう業界はお金になるものはやりたいのだけれども、そのほかのものはやりたくないという業者の方が非常に多うございまして、そういう中で全般的に扱わせていただきますという業者さんが今の業者さんになっております。最近では大分歳入の方が多くなっているのですけれども、これが相場が下がってきますと、大体歳入歳出とんとんぐらいになるような状況もございました。そういうような状況の中で、組合といたしましても、今後もできる限り歳入増になるように努めてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） ほかにございますか。

入江議員。

○4番（入江晶子君） 議案第1号の決算なのですが、押尾監査委員と2人で要望事項ということで挙げさせていただきました。それに関してなのですが、今後とも歳入増と



歳出減というところを両方並行して図っていくというところなのですが、具体的に先ほど来からあります入札に関する改善、そういったところで具体的にこれからどのようなスケジュールと方法で取り組むのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） 契約方法の改善ということでございます。お手元に先ほどの決算の資料ということで契約一覧表がございますけれども、この中で平成18年度につきましては、制限付き一般競争入札ということで、一般競争入札で行いましたのが1件でございます。当該年度、平成19年度につきましては、これを4件一般競争入札で行っております。当組合といたしましては、すべてできればよろしいのですけれども、できるものから随時という形で考えて、積極的に一般競争入札の導入ということで取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員。

○4番（入江晶子君） これから見直すということですが、やはり随契と指名競争入札が大変多いというところで、本当にこの随契となっているものが自治法に照らして随契とすべきものであるのかというような精査というか、第三者的なチェックというものが行われているのでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） 随契に関します第三者的機関でのチェックということでございますが、現在はそういう形でのチェックは行われておりません。ただ、これは当然組合例規に照らして組合にも財務規則等もございまして、そういう中で随契できるものできないものというのが当然ございまして、そういう精査をさせていただいているところでございます。また、随契と申しますと、一般的には非常に悪いイメージを皆さんお持ちになられるのですけれども、要は業者に見積もりをもらいまして、そのまま頼んでそのままお金を払っているのかということでのイメージがあらうかと思うのですが、当組合で行っております随意契約につきましては、職員がそういった設計をしたりとかということで、ただ単に業者に見積もりをもらってお金を払って頼んでいるという状況ではないことをご理解いただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員。

○4番（入江晶子君） 佐倉市でもこの5年ぐらい入札改革を進めてまいりまして、それで落札率も大分低下いたしました。それはいい部分なのですが、問題のある点としては、低入札がふえて、委託費が業者の方で受ける委託費が下がっているというような問題もあります。ですから随契が悪くって一般競争入札がいいというような、そういうことではないと思いますので、入札改革を進めていくためにはやはり内部の組織だけでは限界があると思います。佐倉市の場合も外部から委員が入って意見を聞いたりというようなことも行っていますし、やはり違う、違った専門家の視点からの改善というかそういうところも出てくるかと思しますので、ぜひ組合内部だけの検討ではなくて、両市町の職員、そしてできれば外部の方も入った形で入札改革というのを進めていただきたいと、これは要望で申し上げたいと思います。

次に移らせていただきます。議案第2号の手数料料金の値上がりというか改定についてなのですが、説明の資料でこれまでの料金の改定の経緯がわかる紙をいただきました。この中でお聞きしたいのですけれども、産業廃棄物、産廃のところに関して、平成4年4月1日と平成10年の4月1日のその内容が変わってますよね。佐倉市及び酒々井町より発生した廃棄物というところからそういうような限定要件がなくなっているのですけれども、このことによって具体的に実際どのぐらいの処理量がふえたのか、手数料がその分どのぐらい増加しているのか、そういったところはわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） ご指摘の件で、平成4年4月1日の改正分から平成10年4月1日の改正分では、産業廃棄物の欄で、佐倉市及び酒々井町より発生した廃棄物の内訳という、この限定した文言が削除されております。これにつきましては、構成市町サイドからやはり組合で処理できる廃棄物ではあるのですけれども、余りにも行政区域内という限定がまずいというご指摘がございまして、その辺がございましたものですから、これを削除したものでございます。ご質問のこれによりまして、どのぐらい廃棄物量がふえたのか、また手数料収入としてどのぐらいふえたのかということでございますが、ただこれは単に文言を削除したのみでございまして、これによりまして、廃棄物の搬入量がふえたと、また手数料がふえたという実績はございません。

以上でございます。

○4番（入江晶子君） ただいまのご説明ですと、変わりがないということなのですけ

れども、平成10年からでなくても結構なのですが、産廃がふえているという一般的なそういうデータも見たことがあるのですけれども、実際この年度が上がることによって産廃の持ち込まれる量というのはどういうふうに移しているのでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） ただいまの産廃のお話でございますが、当組合で処理できます産廃と申しますのは、当組合で一般廃棄物を処理した上でなおかつ、余裕がある場合に処理できる場合に限るということになっております。これにつきましては、私の記憶では産廃を処理したと申しますと、坂戸のチップの火事現場ですか、県の方で処分されたわけでございますが、これにつきましては、当組合の方で搬入を受けまして、処分をしたという実績がございます。そのほかですと、これは産廃になるのかどうかというのはちょっとあるのですが、県の工業用水局というのですか、佐倉の方で取水しているところがございまして、そこの取水溝での取水口にたまったごみというのですか、そういうものを搬入されたというものもございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員。

○4番（入江晶子君） 料金の改定で一律350円ということですが、これによってどれぐらいの収入増を見込んでいるのかということと算出の根拠、それも含めて金額とあわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） それでは、2時間たちましたので、質問、答弁……答えも暫休入れますので、この際暫時休憩をいたします。時間は10分程度といたします。

休憩 午後 3時26分

---

再開 午後 3時35分

○議長（押尾豊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

局長。

○事務局長（小林一丈君） 先ほどの入江議員のご質問で仮に料金を350円とした場合にどのぐらいの処理手数料の増が見込めるかというご質問でございます。これにつきましては、平成18年度の実績で仮に算出いたしました場合に、約1億3,700万ほど手数料増が見込めるものと推計されます。ただ、これはあくまでも18年度実績のごみが入ってきたということでの推計でございます。ごみの増加の推計ということでございますが、

仮にこの手数料が350円になりました場合に、今後ごみが増加するかどうかというのは非常に微妙な問題ではないかなということにとらえております。組合といたしましては、できる限りこのごみ処理手数料の改正によりまして、組合歳入がふえるような形での努力をしてみたいということ考えております。

また、先ほどご要望がございました入札制度の改革問題についてでございます。これにつきましては、組合管理者並びに副管理者からもご指示がございますし、また当組合といたしましても、構成市町の部課長さんあたりをお願いいたしまして、構成市町連絡会という会議を設けております。そういう中でも協議、調整をさせていただいておりますことから、今後ご指摘のありましたそういう検討ができる会を設けて、入札制度につきまして検討してみたいということ考えております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員。

○4番（入江晶子君） 議案第2号にかかわって料金は値上げで1億3,700万円の収入増につながるということでしたけれども、やはりこれはごみがふえれば入ってくる料金ですので、ごみ減量の観点から言ってしまうとこの使用料、手数料のところ歳入増を図るとするのは、本来のあり方からすればちょっと逆転しているのではないかなという印象を持ちました。それでやはり歳入の中の負担金ですとか、繰入金ですとか、そういった部分を今後どうしていくのかという、そういった長・中期的な視点というか、財政推計というのをやはり立てていくべきなのかなというふうに考えます。佐倉市も酒々井町も一般廃棄物の有料化というところは現時点でも行ってませんし、佐倉市では今検討中ではありますけれども、酒々井ではまだ俎上に上っていないという点からも、やはり市民の方に手数料を負担していただいて、それが大きな金額ではないにせよ、両市町の負担金の軽減というところとパーターで考えるというのは、やはりちょっと考え方が転倒しているのではないかなと思います。

それで、実際に18年度で結構なのですが、料金別にありますよね、事業者とか市民とか、そういったところの収集量……収集量ではなくて、廃棄物の量というのがどういうふうになっているのか、具体的に教えていただきたいのですけれども……いただいた手数料の種別に沿ってどれぐらいの実績、18年度で構いませんので、どれぐらいの量があるのか。

すぐにおわかりにならなければ、後にしていただいても。

○議長（押尾豊幸君） ほかにございますか。

では、山口議員。

○3番（山口文明君） 大体出ましたので、細かい部分ですが、私は、1点だけお伺いいたします。この手数料の改正の経緯、推移を見ますと、大体5年ごと、それでことしが19年で改定が承認されれば、議決されれば20年の4月ですか、施行ということになると思うのですが、5年ごとのような感じがいたしますが、こういう廃棄物というのはそういう趨勢にあるのかなという感じもするのですけれども、今後の見通し、将来の見通しというのを今からどのように考えていくのか、この辺もお聞きしておきたいと思いません。

それから、過去は1キログラム単位ということで見ておりましたけれども、この15年から10キロを単位としたということによろしいのですね。8キロでも10キロということでございますよね。そういうことで産業、いわゆる車で持ってくる産業のいわゆるトラックで持ってくるのは別としまして、一般の方々が10キロというのを意識して上限の10キロ近くあるいは20キロ近くぎりぎり持ってくるような人もあるかという、細かいことですが、その辺のことを聞いておきたいと思えます。

以上です。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） ただいま山口議員さんからのご質問でございます。改正の推移、5年ごとというような過去の経緯でございます。今後につきましては、今回仮に改正させていただきましましたときに、現在でも清掃組合歳出削減の対策をいたしております。できる限り歳出削減をいたしまして、このごみ処理経費を削減してまいりたいということで考えております。そういう中で今回手数料改正をお願いしているわけでございますが、これはひとえに組合歳入をふやすという意味合いのことでございます。先ほど入江議員さんから指摘のような、値上げをすることによってごみを減量化しようというものではございません。そういうことで組合といたしましては、構成市町の負担金の軽減に資するものということで考えておる状況でございます。

また、今の1キロから10キロを単位としたということでのご質問でございます。当センターのはかりにつきましては、10キログラム以下であります四捨五入ということで、4キログラムですと表示がゼロキログラムなのです。5キログラム以上になりますと、表示が10キログラムになりますものですから、4キログラム以下ですと処理基本手数料

という形の350円ということではちょうどいささせていただきますという考えのものでございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 局長。

○事務局長（小林一丈君） 済みません。資料の方がちょっと準備不足で大変恐縮でございます。できましたら、後日議員の皆様にご配付させていただきたいということで了解いただければと思っております。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員、よろしいですか。

○4番（入江晶子君） はい。ちょっと確認したかったのですね。なので、ちょっとこの場でいただけないということなのですから、その徴収料のところを見ても、これは先日の説明会でいただきましたけれども、圧倒的に一般市民よりも事業者が持ち込むそういった量が多いというところでは、やはり一律に手数料をするというところにもちょっと考え方に問題があるというふうには私は考えます。それで今市や町の廃棄物というのは、一般処理廃棄物の計画に沿って減量化が進められているわけですが、事業者の部分での廃棄物の量がどんどんふえてきているというような傾向にあります。だから、やはり行政がその部分は政策的に事業系のごみも減らしていく形でのそういった政策をとっていくということが大切だと私は思うのです。ですから、市民の料金と事業者の料金というものを一律にしてしまうのは、一見公平なように見えてどうなのかなという疑問が残りましたので、そういった意見も申し上げたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） 質疑はなしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） 討論はなしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（押尾豊幸君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(可否同数)

○議長（押尾豊幸君） 可否同数であります。

よって、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については可決することに決定いたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（押尾豊幸君） 以上をもちまして、平成19年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時48分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 押 尾 豊 幸

署名議員 山 口 文 明

署名議員 入 江 晶 子